出 向 契 約 書

参考様式１号（27.4制定）

　○○○○○株式会社(以下「甲」という。)と○○○○○株式会社（以下「乙」という。）とは、甲の社員を乙に出向させるに際し、その取扱について下記のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

記

（当事者）

第１条　本契約における当事者は以下の通りとする。

　　　　　１.　甲　：　○○○○○株式会社　○○県○○市○○　○丁目○番○号

　　　　　２.　乙　：　○○○○○株式会社　○○県○○市○○　○丁目○番○号

　　　　　３.　甲より乙に出向させる出向者（以下「丙」という。）

　　　　　　　　　　　○○　○○（昭和○○年○○月○○日生）

（服務）

第２条　出向期間中、丙は甲の社員として在籍を継続する一方、乙の就業規則に従い乙の指揮を受けてその業務に従事する。

２　乙は丙の勤務状態を記録し、当月の実績を翌月○日までに甲に対して甲所定の報告書にて報告するものとする。

（出向期間）

第３条　出向期間は以下の通りとする。

　　　　　開始日　平成○○年○○月○○日

　　　　　終了日　平成○○年○○月○○日

２　前項に関わらず、出向期間については甲・乙協議のうえ変更することができるものとする。

（給与・賞与）

第４条　出向期間中の丙に対する給与及び賞与は、甲の給与規定に基づき直接甲が丙に支給する。

（社会保険）

第５条　丙に係る健康保険、厚生年金保険、介護保険及び雇用保険については、甲において資格を継続する。

（労災保険）

第６条　労働者災害補償保険は、全て乙の負担において加入する。万一丙が業務上被災した場合、乙はその責を負う。

　　但し、労災保険の基礎は、甲が丙に支給する金額とする。

（通勤費等）

第７条　丙の出向期間中の出張旅費、交通費及び通勤費は、乙の規定に基づき直接乙が丙に支給する。

　　なお、通勤費その他現物支給については乙の支給の都度その明細を甲に通知するものとする。

（出向料）

第８条　出向料は１か月当たり○○○，○○○円とする。

　　但し、１か月未満の出向料は日割り計算とする。

２　前項出向料と、第４条に規定する甲の支給する給与・賞与及び第５条に規定する社会保険事業主負担額との差額については、甲が負担する。

３　乙は甲に対し、当月分出向料を当月末日までに甲の指定する銀行口座に振り込むものとする。

　　　【預金口座名】　○○○○銀行　本店営業部

　　　　　　　　　　　当座　○○○○○○○

　　　　　　　　　　　○○○○○株式会社

（行為の帰属）

第９条　丙の出向期間中の行為については、乙が一切の責任を負うものとする。

（法定外補償）

第10条　丙が業務上被災した場合の法定外補償については、甲の規定により補償するものとし、これに係る費用は乙が負担する。

（協議事項）

第11条　本契約の定めなき事項及び本契約の解釈適用につき疑義が生じたときは、甲・乙協議の上誠意をもって解決にあたるものとする。

　　　本契約締結の証として本書２通を作成して甲・乙記名捺印の上各自１通保有する。

　　　　平成○○年○○月○○日

　　　　　　　　甲　○○県○○市○○　○丁目○番○号

○○○○○株式会社

代表取締役社長　○○　○○　　印

　　　　　　　　乙　○○県○○市○○　○丁目○番○号

○○○○○株式会社

代表取締役社長　○○　○○　　印